

指定管理料スライド制度の手引

令和8年6月策定

広島市

< 目 次 >

1 趣旨	1
2 概要	1
(1) 基本的な考え方	1
(2) 対象施設	1
(3) 適用時期	1
3 賃金水準の変動に伴うスライド制度（賃金スライド制度）	2
(1) 賃金スライド制度の対象とする経費	2
(2) 対象職員の雇用形態による分類	2
(3) 賃金スライド制度の変動率	3
(4) 賃金スライド制度により算出された見直し額の取扱い	3
(5) 賃金スライド制度の変動率がマイナスとなった場合の取扱い	3
(6) その他	3
4 物価水準の変動に伴うスライド制度（物価スライド制度）	4
(1) 物価スライド制度の対象とする経費	4
(2) 物価スライド制度の変動率	4
(3) 物価スライド制度の変動率がマイナスとなった場合の取扱い	4
5 制度運用スケジュール	5
(1) 指定期間開始前	5
(2) 指定期間中	6

（様式）

- 別記様式 1 賃金及び物価スライド対象経費提案書
- 別記様式 2 賃金及び物価スライド制度によるN+1年度における見直し額について（通知）
- 別記様式 3 賃金スライド制度による見直し額の人件費への反映状況に関する調査票

1 趣旨

本市の指定管理者制度における指定管理料上限額の積算に係るこれまでの運用は、施設ごとの管理の実態等を踏まえつつ、直近数年間の賃金や物価の上昇の状況、新たな業務の追加等の特殊要因を考慮してきており、指定期間中の賃金水準・物価水準の実際の変動（以下「物価変動等」という。）に伴う経費の増加が上限額の範囲内で済むか否かの判断は事業者任せ、指定管理者としてそのリスクを負うという取扱いとしてきました。

しかしながら、物価変動等が高水準で推移している現状において、こうした取扱いは、指定管理者に過度な負担を強いることになるため、こうした事態を解消し、施設の適切な管理運営や業務の適正な履行の確保をできるようにするために、物価変動等に応じて指定管理料を変更する制度（以下「スライド制度」という。）を導入します。

2 概要

(1) 基本的な考え方

- ・ 2年目以降*の指定管理料について、物価変動等を測る指標を活用して各年度の見直し額を算出し、翌年度の指定管理料に反映（増額又は減額）させます。減額する額が指定管理料の額を上回る場合は、納付金として指定管理者が市に支払います。
- ・ 施設の管理運営費を上回る利用料金収入があり、市に納付金を支払う必要が生じる施設（納付金施設）については、翌年度の納付金の額を調整（減額又は増額）します。減額する額が納付金の額を上回る場合は、指定管理料として市が指定管理者に支払います。

※指定期間1年目については、選定時の提案において物価変動等が見込まれているものとして指定管理料（納付金）の額の変更は行わないこととします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{(イメージ)} \\ \text{指定管理料増加(減少)額} = \text{対象経費} \times \text{指標変動率} \\ \text{(見直し額)} \qquad \qquad \qquad \text{(申請時の提案額)} \qquad \qquad \text{(市が示す変動率)} \end{array} \right)$$

(2) 対象施設

指定管理者制度を導入している全施設（ただし、病院、保育園などは対象外とします。）

(3) 適用時期

令和9年4月1日以降に指定期間を開始する施設（令和8年度に指定管理者を選定する施設）から導入します。

3 賃金水準の変動に伴うスライド制度（以下「賃金スライド制度」という。）

(1) 賃金スライド制度の対象とする経費

ア 対象となる職員

指定管理施設で働く職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者とします。指定管理業務の一部再委託等による受託者の人件費や人材派遣委託による職員は、対象外となります。

イ 対象となる人件費

(ア) 労働基準法第 11 条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるもの（賃金水準の変動により、連動して基本額等が変わるものを想定）。

<対象例>給与・賃金、賞与（期末・勤勉手当）

<対象外例>通勤手当、住宅手当、健康診断費

(イ) 指定管理者が支払う社会保険料（賃金水準の変動により、連動して基本額等が変わるものを想定）。

※各指定管理者の給与形態等によって、手当等の内容、取扱いは異なるため、指定管理者の取扱い状況に応じて適切に判断してください。

※賃金水準の変動による影響を受けないものについては、後述する物価水準の変動に伴うスライド制度の対象となります。

(2) 対象職員の雇用形態による分類

対象となる職員は、雇用形態に応じて以下の区分に分類します。なお、下記の例は、想定される例であり、確定したものではありません。指定管理者の組織体制によって被雇用者の勤務形態は異なるため、実際の雇用状況に応じて適切に判断してください。

ア 正規雇用職員等

長期かつ継続的な雇用計画に基づく、月額給与を基本とした雇用形態
（想定される呼称：正社員、社員、月給職員、常勤職員等）

イ 臨時雇用職員等

短期間又は柔軟な雇用契約に基づく、勤務時間に応じた報酬体系による雇用形態
（想定される呼称：アルバイト、パート、時給職員、日給職員等）

(3) 賃金スライド制度の変動率

賃金スライド制度に用いる変動率は、雇用形態ごとに次の変動率を用います。

ア 正規雇用職員等

広島市人事委員会が公表する民間給与実態調査における「民間の給与（月例給）」×（「12 か月分」＋「特例給の年間支給割合」）を選定年度の同式と比較して算出した変動率

※小数点第3位を四捨五入

[n+1年度の見直し額を算出する場合]

変動率(%)

$$= \frac{(\text{n年度の月例給} \times (\text{12+n年度の特例給の支給割合})) - (\text{選定年度の月例給} \times (\text{12+選定年度の特例給の支給割合}))}{\text{選定年度の月例給} \times (\text{12+選定年度の特例給の支給割合})} \times 100$$

イ 臨時雇用職員等

広島労働局が公表する広島県最低賃金の額を選定年度と比較して算出した変動率

※小数点第3位を四捨五入

[n+1年度の見直し額を算出する場合]

変動率(%)

$$= \frac{\text{n年度の広島県最低賃金の額} - \text{選定年度の広島県最低賃金の額}}{\text{選定年度の広島県最低賃金の額}} \times 100$$

(4) 賃金スライド制度により算出された見直し額の取扱い

指定管理者は、賃金スライド制度により算出された見直し額を原資として、賃金水準の変動に適切に対応することとします。なお、職員への支払いの時期や方法等の実務上の取扱いは指定管理者の裁量によるものとします。ただし、人件費への充当が確認されない場合、指定管理者への事実関係及び理由の確認等を通じ、制度運用の適正化を図るとともに、返還を求める場合があります。

(5) 賃金スライド制度の変動率がマイナスとなった場合の取扱い

- ・原則としてマイナスの変動分を指定管理料に反映（減額）します。
- ・指定管理料を当初から支出していない場合や、減額する額が指定管理料を上回る場合は、納付金として市に納付するものとします。

(6) その他

- ・指定期間中の職員の臨時的増員や職員構成の変更に伴う人件費の変動については、原則、指定管理者の負担とします。
- ・賃金スライド制度による見直し額の人件費への反映状況に関する調査について、実態をより詳細に把握するため、指定管理者は、賃金台帳等必要な書類の提出依頼に協力するものとします。

4 物価水準の変動に伴うスライド制度（以下「物価スライド制度」という。）

(1) 物価スライド制度の対象とする経費

賃金水準の変動による影響を受ける人件費（賃金スライド制度の対象となる経費）以外の施設管理運営費を対象とします。

(2) 物価スライド制度の変動率

総務省が公表する「消費者物価指数」のうち、「生鮮食品を除く総合指数（広島市）」における直近1年間（前年8月～当年7月）の平均を選定年度における同期間の平均と比較して算出した変動率

※小数点第3位を四捨五入

[令和8年度選定施設について、令和11年度の指定管理料の見直し額を算出する場合]

変動率 (%)

$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{見直し計算年度（10年度）の直近1年間}^{\ast 1}\text{の} \\ \text{生鮮食品を除く総合指数（広島市）の平均} \\ \text{（}\ast 1 \text{ 令和9年8月～令和10年7月）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{選定年度（8年度）の直近1年間}^{\ast 2}\text{の} \\ \text{生鮮食品を除く総合指数（広島市）の平均} \\ \text{（}\ast 2 \text{ 令和7年8月～令和8年7月）} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{選定年度（8年度）の直近1年間}^{\ast 2}\text{の} \\ \text{生鮮食品を除く総合指数（広島市）の平均} \\ \text{（}\ast 2 \text{ 令和7年8月～令和8年7月）} \end{array} \right]} \times 100$$

(3) 物価スライド制度の変動率がマイナスとなった場合の取扱い

- ・原則としてマイナスの変動分を指定管理料に反映（減額）します。
- ・指定管理料を当初から支出していない場合や、減額する額が指定管理料を上回る場合は、納付金として市に納付するものとします。

5 制度運用スケジュール

標準的なスケジュールは以下のとおりです。

		広島市	指定管理者
指定期間開始前	募集時*	・応募（選定）要領にスライド制度の適用を明記した上で指定管理者を募集	・指定申請の際に賃金及び物価スライド対象経費提案書を提出
	基本協定締結時	・スライド制度の概要やスライド額の算出方法を確認した上で、基本協定を締結	
指定期間中	見直し計算年度	9～10月	・制度所管課から各施設所管課に対し、賃金スライド制度の変動率及び物価スライド制度の変動率を通知 ・施設所管課は上記通知を基に翌年度の見直し額を算出し、指定管理者に通知するとともに、翌年度の予算要求額に反映
	見直し反映年度	4月～3月	・見直し額を指定管理料に反映した上で、年度協定を締結
			・見直し額を反映した指定管理料の支払い ・月次報告等モニタリングの機会を通して、賃上げ等の実施状況を確認
見直し反映翌年度	4月～5月	賃金スライド制度による見直し額の人件費反映状況の調査の実施	賃金スライド制度による見直し額の人件費反映状況の調査の回答

※ 非公募で指定管理者候補者を選定する手続も含めて「募集」と表記します。以下同じ。

(1) 指定期間開始前

ア 指定管理者候補者募集時

(ア) 市（施設所管課）は、指定管理者の募集時、賃金スライド制度及び物価スライド制度を導入し、指定管理料の増額又は減額（納付金の減額又は増額）が発生する場合があることを、応募（選定）要領に明記します。

(イ) 申請者は、賃金スライド制度及び物価スライド制度による見直し額を算出するために必要となる「賃金及び物価スライド対象経費提案書」（別記様式1）を他の申請書類とともに市（施設所管課）へ提出します。

(ウ) 市（施設所管課）は、上記の「賃金及び物価スライド対象経費提案書」の内容が、収支計画書と齟齬が生じていないか確認します。

〔 制度所管課において制度の運用状況を確認するため、施設所管課は提出を受けた「賃金及び物価スライド対象経費提案書」を制度所管課に提出してください。 〕

※ 「賃金及び物価スライド対象経費提案書」（別記様式1）に記載された各年度の対象経費は、賃金スライド制度及び物価スライド制度による見直し額を算出する際に使用します。

イ 基本協定締結時

賃金スライド制度及び物価スライド制度を導入していることを明記した上で、基本協定を締結してください。

(2) 指定期間中

ア 見直し計算年度（9～10月）

- (ア) 雇用形態別の賃金水準を測る指標が公表された後、市（制度所管課）が賃金スライド制度の変動率を算出します。
- (イ) 消費者物価指数（広島市／生鮮食品を除く総合）7月分が公表された後、市（制度所管課）が物価スライドの変動率を算出します。
- (ウ) 制度所管課は、(ア)及び(イ)の変動率を施設所管課及び財政課へ通知します。
- (エ) 市（施設所管課）は、各スライド制度の該当年度の対象経費（提案額）と(ア)及び(イ)の変動率を用いて翌年度に反映する見直し額を算出し、指定管理者に通知します（別記様式2）。
- (オ) 施設所管課は、翌年度指定管理料の予算要求に際し、算出した見直し額を加味して予算要求を行います。

イ 見直し反映年度（4月）

見直し額を指定管理料に反映した上で、年度協定を締結します。

ウ 見直し反映年度（4月～3月）

- (ア) 市（施設所管課）は、見直し額を反映した指定管理料を支払います。
- (イ) 市（施設所管課）は、月次報告等モニタリングの機会を通して、指定管理者の賃上げ等の実施状況を確認します。

エ 見直し反映翌年度（4月～5月）

- (ア) 市（施設所管課）は、賃金スライド制度による見直し額の人件費への反映状況について、指定管理者に対し実態調査を行います（別記様式3）。
- (イ) 指定管理者は、施設所管課が実施する実態調査に応じ、状況報告を行います。

賃金及び物価スライド対象経費提案書

団体名 _____

賃金及び物価スライド制度の対象経費について、以下のとおり提案します。

1 賃金スライド対象経費 (円)

雇用形態	N年度 (1年目)	N+1年度 (2年目)	N+2年度 (3年目)	N+3年度 (4年目)	N+4年度 (5年目)
正規雇用職員等					
臨時雇用職員等					

2 物価スライド対象経費 (円)

賃金スライド対象経費以外の経費	N年度 (1年目)	N+1年度 (2年目)	N+2年度 (3年目)	N+3年度 (4年目)	N+4年度 (5年目)

※ 配置 (予定) 人数 (指定期間中における配置予定人数を記入してください。)

雇用形態	N年度 (1年目)	N+1年度 (2年目)	N+2年度 (3年目)	N+3年度 (4年目)	N+4年度 (5年目)
正規雇用職員等					
臨時雇用職員等					

【注意事項】

1 賃金スライド対象経費について

- ・雇用形態ごとに総額を記入してください。
 - ・賃金水準の変動を受けるものが対象となります。
 - ・賃金水準の変動を受けない手当等^{*}は除外してください。(例：通勤手当、住宅手当など)
- ※賃金水準の変動による影響を受けない手当等は物価スライドの対象経費となります。

2 物価スライド対象経費について

- ・賃金水準の変動による影響を受ける人件費 (賃金スライド対象経費) 以外の施設管理運営費を記入してください。

※ 収支計画書と齟齬が生じないように注意してください。また、本提案書記載の対象経費、配置 (予定) 人数について、指定管理開始後に実態と著しく乖離が見られる場合は、改善指導の対象となる場合があります。

(別記様式2)

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

広島市長 松井 一 實
(〇 〇 〇 局 〇 〇 〇 〇 課)

賃金及び物価スライド制度によるN+1年度における見直し額について (通知)

賃金及び物価スライド制度による見直し額の算出に用いる累積変動率(選定年度からN年度までの累積変動率)及び当該累積変動率を用いて算出したN+1年度の見直し額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

年間事業計画書等の作成に当たり適切に反映していただきますようお願いいたします。

記

1 選定年度からN年度までの累積変動率及びN+1年度の見直し額

区分	対象経費	N+1年度の 提案額 (円)	累積変動率 (%)	見直し額 (円)
賃金水準	正規雇用職員等の人件費			
	臨時雇用職員等の人件費			
物価水準	人件費以外の施設管理運営費			
合計				

2 見直し額の算出方法

$$\boxed{\text{N+1年度の対象経費(提案額)}} \times \boxed{\text{選定年度からN年度までの累積変動率}} = \boxed{\text{N+1年度の見直し額}}$$

(1,000円未満切り捨て)

【注意事項】

賃金及び物価スライド制度による見直し額を含む指定管理料については、N+1年度予算の議決後、予算の範囲内で決定します。

<問合せ先>

広島市〇〇〇〇局〇〇〇〇課 担当: 〇〇
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話: (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

賃金スライド制度による見直し額の人件費への反映状況に関する調査票

下記設問についてお答えください。

1 指定管理者情報

施設名等を記入してください。

施設名 _____

指定管理者名 _____

代表者名 _____

記入者名 _____

2 賃金スライド制度による見直し額の反映状況

(1) 賃金スライド制度による見直し額を人件費に反映しましたか。

反映した ⇒ (2)

反映していない ⇒ (3)

(2) 賃金スライド制度による見直し額を人件費に反映した場合、どのように実施しましたか。

賃金スライド制度による見直し額を原資として、月例給、時給のベースアップを実施した。
平均改定金額はいくらですか。

⇒ 月例単価 平均 _____ 円 から 平均 _____ 円 へ改定

時給単価 平均 _____ 円 から 平均 _____ 円 へ改定

賃金水準スライド制度による見直し額を原資として一時金（特別賞与等）支給を実施した。
平均いくら増額しましたか。

⇒ 正規雇用職員等 平均 _____ 円

臨時雇用職員等 平均 _____ 円

その他

(3) 賃金スライド制度による見直し額を人件費に反映していない場合、その理由を記入してください。

3 職員への周知状況

賃金スライド制度について、指定管理業務に従事する職員に対して、周知していますか。

労働条件通知書など文書で提示している

職場内掲示板等を活用して周知している

口頭で伝えている

周知していない

調査票記入は以上になります。ありがとうございました。